

公益財団法人山口県スポーツ協会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「本会」という。）における個人情報の取扱いについての基本的な事項を定め、本会が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

3 この規程において「法人文書」とは、本会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、本会の役職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する国及び地方公共団体の施策に協力するものとする。

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 本会は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人

の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(適正な取得)

第6条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(適正管理)

第8条 本会は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、個人情報を取り扱う役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(役職員等の義務)

第9条 本会の役職員又は本会の役職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(業務の委託に伴う措置)

第10条 本会は、個人情報の取扱いを伴う業務を本会以外の者に委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適正な取扱いを確保するために受託者が講ずべき措置を明らかにするとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 本会から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、その受託した業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(第三者提供の制限)

第11条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

(3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 本会は、第三者に個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のために必要があると認められるときは、当該第三者に対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第12条 本会は、個人情報を取り扱う事務のうち、個人情報が記録されている法人文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務の名称その他の事項を個人情報取扱事務登録簿（別記様式第1号。以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 本会は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

3 前2項の規定は、本会の役職員又は役職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（開示の申出）

第13条 何人も、この規程の定めるところにより、本会对し、法人文書に記載されている自己の個人情報の開示を申し出ることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示の申出をすることにつき本人が委任した代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

（開示申出の手続）

第14条 前条の規定による開示申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人文書開示申出書（別記様式第2号）を本会の会長に提出しなければならない。

（1）氏名及び住所

（2）開示申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、本会が定める事項

2 開示申出をしようとする者は、本会对し、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人若しくはその法定代理人又は開示の申出をすることにつき本人が委任した代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

（開示申出に対する決定等）

第15条 本会は、開示申出があったときは、当該開示申出があった日から起算して10日以内に、当該開示申出に係る個人情報の開示をしようかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。

2 本会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、本会は、当該延長の理由及び期間を開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に決定期間延長通知書（別記様式第3号）により速やかに通知しなければならない。

3 本会は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を開示申出者に個人情報開示決定通知書（別記様式第4号）、個人情報部分開示決定通知書（別記様式第5号）又は個人情報非開示決定通知書（別記様式第6号）により速やかに通知しなければならない。

4 前項の場合において、個人情報の開示をしないことの決定（第19条の規定により開示申出を拒否することの決定を含む。以下同じ。）又は第18条の規定による個人情報の開示（以下「個人情報の部分開示」という。）をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びそ

の理由がなくなる期日を明示できる場合にあっては当該期日を前項に規定する決定通知書に具体的に記載しなければならない。

5 本会は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に開示申出者（第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示の申出をすることにつき本人が委任した代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあっては、当該本人をいう。）以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、必要に応じ、当該情報に係る第三者の意見を聴くものとする。

6 本会は、前項の規定による意見の聴取をした場合において、個人情報の開示をすることの決定（個人情報の部分開示をすることの決定を含む。以下「開示決定」という。）をしたときは、その旨を当該第三者に速やかに通知しなければならない。

7 本会は、第5項の規定により意見の聴取を行った第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と個人情報の開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

（開示の実施）

第16条 本会は、前条第1項の決定をした場合において、当該決定が開示決定であるときは、前条第7項の場合を除き、速やかに当該開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、個人情報記録されている法人文書を閲覧に供することにより、当該法人文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該法人文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより、当該法人文書に記録されている個人情報を提供することができる。

3 前項の規定による個人情報の提供は、第18条の個人情報の開示とみなす。

4 第14条第2項の規定は、第1項の規定により開示を受ける者について準用する。

（開示をしないことができる個人情報）

第17条 本会は、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

（1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

（2）財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

（3）他の法令に違反することとなる場合

（部分開示）

第18条 本会は、開示申出に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第19条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第17条各号のいずれかに該当する情報の開示をすることとなるときは、本会は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（費用の負担）

第20条 開示申出を行い、法人文書の写しの交付又は第16条第2項の規定による法人文書を複製したもの写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正の申出)

第21条 何人も、法人文書に記録されている自己の個人情報（開示決定に基づき開示を受けたものに限る。第26条第1項において同じ。）が事実と合致していないと認めるときは、この規程の定めるところにより、本会に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申し出ることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の申出（以下「訂正申出」という。）について準用する。

3 訂正申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(訂正申出の手続)

第22条 前条の規定による訂正申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した個人情報訂正申出書（別記様式第7号）を本会の会長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、本会が定める事項

2 訂正申出をしようとする者は、本会に対し、当該訂正申出の内容が事実と合致することを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、訂正申出をしようとする者について準用する。

(訂正申出に対する決定)

第23条 本会は、訂正申出があったときは、当該訂正申出があった日から起算して20日以内に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該訂正申出に係る個人情報の訂正をしようかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。

2 本会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、本会は、当該延長の理由及び期間を訂正申出した者（以下「訂正申出者」という。）に決定期間延長通知書（別記様式第8号）により速やかに通知しなければならない。

3 本会は、訂正決定等をしたときは、当該決定の内容を訂正申出者に個人情報訂正決定通知書（別記様式第9号）又は個人情報非訂正決定通知書（別記様式第10号）により速やかに通知しなければならない。

4 前項の場合において、個人情報の訂正をしないことの決定をした旨の通知をするときは、その理由を前項に規定する決定通知書に具体的に記載しなければならない。

(訂正の実施)

第24条 本会は、訂正決定等をした場合において、当該決定が個人情報の訂正をしようとするものの決定（以下「訂正決定」という。）であるときは、速やかに当該訂正をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第25条 本会は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を個人情報訂正実施通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(利用停止の申出)

第26条 何人も法人文書に記録されている自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この規程の定めるところにより、本会对し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。

(1) 第5条の規定に違反して取り扱われているとき又は第6条の規定に違反して取得されたものであるとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条第1項の規定に違反して第三者に提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の申出(以下「利用停止申出」という。)について準用する。

3 利用停止申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止申出の手続)

第27条 前条の規定による利用停止申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した個人情報利用停止申出書(別記様式第12号)を本会の会長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、本会が定める事項

2 第13条第2項の規定は、利用停止申出をしようとする者について準用する。

(利用停止申出に対する決定)

第28条 本会は、利用停止申出があったときは、当該利用停止申出があった日から起算して20日以内に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該利用停止申出に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。

2 本会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、本会は、当該延長の理由及び期間を利用停止申出をした者(以下「利用停止申出者」という。)に決定期間延長通知書(別記様式第13号)により速やかに通知しなければならない。

3 本会は、利用停止決定等をしたときは、当該決定の内容を利用停止申出者に速やかに個人情報利用停止決定通知書(別記様式第14号)又は個人情報非利用停止決定通知書(別記様式第15号)により通知しなければならない。

4 前項の場合において、個人情報の利用停止をしないことの決定をした旨の通知をするときは、

その理由を前項に規定する決定通知書に具体的に記載しなければならない。

(利用停止の実施)

第29条 本会は、利用停止決定等をした場合において、当該決定が個人情報の利用停止をすることの決定であるときは、速やかに当該利用停止をしなければならない。

(利用停止をしないことができる個人情報)

第30条 本会は、利用停止申出に係る個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがある場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を執るときは、当該個人情報の利用停止をしないことができる。

(不服の申出等)

第31条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服がある者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、本会对し、不服の申出をすることができる。

2 前項に規定する申出は、本会の会長に対し、不服申出書(別記様式第16号)を提出して行わなければならない。

3 本会は、前項に規定する申出があったときは、遅滞なく、不服申出回答書(別記様式第17号)により回答を行うものとする。

(苦情処理)

第32条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 本会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(実施規定)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。